



県教研
特集号

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 角田 政志
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

第69次4単組合同福島県教育研究集会

& サマーセミナー

IN 飯坂温泉あづま荘

福島県教育研究集会

9月7日(土)12時30分～17:30

- 開会行事
- 分科会Ⅰ(前半) 13:15～15:15
- 分科会Ⅱ(後半) 15:30～17:30
- 分科会Ⅲ(前・後半) 13:15～17:30
- 特別分科会(後半) 15:30～17:00
「市民と語る会」

※分科会は、ⅠとⅡから1つずつ選ぶ。
特別分科会はⅡと捉える。

分科会Ⅰ	1 日本語教育 3 社会科教育 4 算数・数学教育 5 理科教育 6 美術教育 9A 保健 10 技術・職業教育 14 インクルーシブ教育 17B 食教育
分科会Ⅱ	11 自治的諸活動と生活指導 13 人権教育 16 両性の自立と平等をめざす教育 17A 環境・公害 15・18 国際連帯・平和教育 19 情報化社会と教育・文化活動 20 高等教育・選抜制度と進路保障 24 総合学習と防災・減災教育 特 市民と語る会
分科会Ⅲ	21 カリキュラムづくりと評価 23 教育条件整備の運動 (事務職員部)

* 市民と語る会テーマ

「教職員の働き方改革について

～『学校あるある』を考えよう～

県教組サマーセミナー

9月8日(日)8:30～12:00

* 特別委員会報告

- 8:30 ～ 8:50 両性の自立と平等をめざす教育推進委員会
- 8:50 ～ 9:10 放射線教育対策委員会
- 9:25 ～ 10:15 教育課程編成委員会

* 講演会 10:30～12:00

「学校現場をブラックからワクワクへ～♪～」(仮)

講師 内田良さん(名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授)



※「市民と語る会」の参加者など一般の方の参加も可能です。

参加申し込みは各支部にお願いします。組合員以外の宿泊については実費にて申し受けます。

福島県教組教育課程編成推進委員会からの提言

『学校あるある』を見直そう！（その11）



子どもたちのために
休み時間に
走らせましょう！

子どもたちのために
鼓笛の練習も
やりましょう！

いいわねえ。
休み時間の
有効活用ね。

委員会活動も
できるわね。

他にもこんなことをやっていませんか？
マラソン、なわとび、登校・清掃班長会 etc.



休憩時間は、勤務時間ではありません。



休憩時間に活動を入れようとした教職員がいたら、校長は止めなければなりません。

見て見ぬふりも

「黙示的な命令」

職務命令です！

(教育職員に時間外勤務は

命じられないので**違法！！**)

休憩時間の三原則

- ア、勤務時間の途中に与えなければならないこと。
 - イ、原則として一斉に与えなければならないこと。
 - ウ、自由に利用させなければならないこと。
- 教職員服務関係ハンドブック 26(福島県教育庁 編著)P448
だから

昼寝 OK

買い物に行っても OK

銀行に
行っても OK



休み時間は、ちゃんと遊ばせて！



「ぼく、明日学校へ行かない！休み時間遊べなかった！！」… 家に帰って、大声を出して暴れた子がいました。それを聞いて、私たちの職場では、休み時間を子どもたちに返すようにしました。声を上げられない子どもたちも、本当は「遊びたい」と思っているのではないのでしょうか。

教職員の休憩時間は、子どもたちの貴重な休み時間でもあります。また、休憩時間に働く教職員の姿を見て育った子どもたちは、それが当然だということを学び、将来「過労死」へつながることもなるでしょう。

休憩時間は、しっかり休みましょう！



※くわしくは、福島県教組 HP 教育課程編成推進委員会資料 明日のために～労安編～参照

* 例外的に認められているのは、「臨時又は緊急にやむを得ない必要があるとき」かつ小中学校では、限定3項目（学校行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常時災害等やむを得ない場合に必要な業務）のみです。